## 高根地区第1回学校運営協議会会議録

本高根地区第1回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

平向恨地区外	BIL	回字校連宮協議会の会議結果は、次の通りです。
日	時	令和5年5月23日(火)
場	所	高根小学校 図書室
出 席 :	者	柳沢孝・日野高行・行成美知代・渡辺壽生・小倉恵美子
		・阿部一智・松本康彦・原政幸・三芳雅彦
		(日高市教育委員会) 小坂井啓二
欠 席	者	市村誠志 田野正章 大澤靖彦
審議事	項	1 会長選出について
及び決定事項	等	【決定事項等】
		会長:柳沢孝
		副会長:阿部一智
		1 令和 5 年度高根小学校及び中学校の経営方針の確認に
		ついて
		【決定事項等】
		各校長が説明→承認
		2 義務教育学校開校にむけての令和 5 年度の課題等につ
		いて
		3 小学校工事に伴う備品等移動作業の依頼等について
		4 コーディネーター研修会報告について
会議資	—— 料	1 グランドデザイン及び学校要覧(別紙)
		2 物品持ち出し(廃棄)作業 内容物(別紙)
		3 令和 5 年度日高市地域学校協働活動推進研修会の報告
		書(別紙)

## 会議の経過

1 令和 5 年度高根小学校及び中学校の経営方針の確認について

原:小学校長よりグランドデザインを説明。11月17日に 国語科の授業(3学級)で研究発表する。

議長:前回から変更した点は。

原:ない。

三芳校長:中学校長よりグランドデザインを説明。小学校でのコミュニケーション能力の育成を基盤に中学校では社会的に自立した生徒の育成を目指す研究を行っている。高根小学校と同日に研究発表をする。

議長:研究発表の日の日程について

小坂井:学校運営協議委員はいつでも参観可能である。

議長:この内容でよいか

委員:よい

三芳:来年度のグランドデザインの提案は来年度の5月に 承認になる可能性がある。

2 義務教育学校開校にむけての令和 5 年度の課題等について

原:引っ越しする際、相談室に過去の写真や学校の記録写 真が残っている。かなり量があるので、どのように対応を したらよいか意見をいただきたい。

委員:学校として残しているのか、PTAとかで残しているのか。

原:出所が分からない。もしかしたらPTAかもしれない。

委員:好意的にとったものが集まったのか

委員: PTA の方が残したのかもしれない。保存場所がなければ困るのでは。

三芳:卒業アルバムは初代からのこっているので、そのアルバムをみれば記録はわかる。

委員: PTA に情報を流し、処分の確認をとるのはどうか。 委員: PTA の広報がとっている場合は、このような形では 残さないのではないか。

原:PTA に確認し、学校で精選し量を絞って保管していくでどうか。

委員:いいと思う。(厳選して通って)

委員:過去のPTAに確認する必要はないのではないか。

原:精選させてもらう

委員:PTA に処分する方向で情報発信していけばよいので

は。

三芳:体育備品の置く場所が難しい。(跳び箱、マットなど)外に1つ物置ができるが。剣道具の置き場所などに困っている。プールの更衣室に道具が入っており、物置を外に1つ置くことでクリアできる。陸上部の部室棟の道具の置き場所がなく困っている。物品を置く場所が少ないことが課題である。

三芳:校歌について、小学校の校歌を使用するが中学校の校歌をなくすのはもったいないので、中学校の校歌を小中学校の応援歌としてみてはどうかと考えている。ご意見をいただけたらと思う。

委員:武蔵台はどのように対応したのか。

小坂井: 市や教職員の力で移動させ、現在処理を行っている。他の学校に譲渡したりしている。

三芳:武蔵台は空き教室に跳び箱など入りきらない物品を置いている。しかし、高根は空き教室が1 教室しかなく困っている。

委員:視聴覚室におけないか

三芳:卓球部が使用するので難しい

原:外の大きい倉庫の物品はかなり処理し、空けている。体 育館倉庫については控え室を有効活用する。

小坂井:市の予算の中でしていくこと。教育で必要なものは残す必要がある。何とか折衝していくことが大事。今までの感覚で物事を捉えない方がよい。児童生徒数は減っていくので、そこら辺のことを話合いする必要がある。

委員:物置を整理するのは大変ではないか。

委員:ミニバスが使用している場所を一部分減らすのはど うか。

原:相談してみる。

議長:舞台の袖を使用してみては。

委員:舞台下のイスは

三芳:小中学校になったときに必要になる。

委員:1カートに乗る数は

三芳:確認する。

原:卓球クラブの卓球台を卓球部のものを使用できれば体

育館の卓球台が減る。

三芳:卓球部も体育館で使用したいとのこと

議長:校歌について

委員:応援歌として、いいのでは。

委員:廃棄物を置く場所を決めてほしい。

原:中々廃棄の仕方が決まらない。金具を外すなどは現状

難しいので、行わない。

三芳:運び出しはPTAに依頼する予定である。ただし、指示役がいないので、学校運営協議会の方に指示役になってもらえないか。

委員:可能である。

3 小学校工事に伴う備品等移動作業の依頼等について原:資料(物品持ち出し(廃棄)作業内容物)の説明。捨てるものと戻すものを区別し、場所を示して実施する予定。出す日は7月19日~21日を予定している。6月上旬にPTAに協力を依頼する。無理のない範囲で学校運営協議委員に依頼したい。

三芳: 出す日は成績や通知表を作成する日となっているため、外部の力が必要である。そのため、指示役として力がかりられないか。

委員:分かりやすくしてもらえれば

原:職員室が最後まで残る可能性がある

小坂井:地域学校教育活動の一環として考えられないか。 委員:重いものを運ぶのは難しいが、その後の掃除をする

とかはできる。

委員:指示役として行うなら一度現場をみないと分からない

三芳:現場をみてもらうことは可能。地域学校協働本部に

お願いしたいと考えているがどうか

小坂井:できる人がやることなので全然問題ないのでは

委員:地域学校協働本部のキックオフに検討できるのでは。

今度の会合で協議するのでは。

委員:学校運営協議委員が現場をみたい

三芳: 土日に実施する方が人が集まりやすいので、どうか。

委員:運ぶ用の段ボールはあるのか

原・三芳:ある

委員:出す日の曜日は 原:水・木・金である

委員:人が集まらないのでは

委員:はじめにPTAを集めるので都合がいい日、次に地域

学校協働本部を集めるのはどうか。

原: 声をかけるのは、小中学校一緒に行う。 指示役は学校運

営協議委員にお願いしたい。

委員:現場を見るときの日にちを検討しよう。

委員:廃棄予算の見積もりは何回あるのか

原:複数回ある。

委員:見積もりの最終確定はいつ

原:管財課に聞かないと分からないとのこと。

議長:臨時の学校運営協議会を6月22日(木)10:00

に開催する。

4 コーディネーター研修会報告について

松本:資料(令和5年度日高市地域学校協働活動推進員研

修会)の説明。本資料は非公開。

5 学校運営協議会における消耗品の購入について

三芳:購入希望品はあるか。

委員:高根小学校で使用しているガソリン代はここに入る

のか。

事務局:確認し、後日返答する。

委員:ペーパー代にしてもらえばいいのではないか。

## 日高市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 日高市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6第1項ただし

書の規定に基づき、日高市学校設置条例(昭和46年条例第40号)に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校(以下「対象学校」という。)につき、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関すること。
  - (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関すること。

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

- 第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
  - (2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転 任及び昇任に関する事項(特定の個人に関するものを除く。)とする。

(組織)

- 第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
  - (1) 対象学校の所在する地域の住民
  - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
  - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動 推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- 3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。